

米子市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

1 計画策定の趣旨

本市では、2015年2月に、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特措法」という。）第8条に基づき、「鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）に沿って、「米子市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定し、市の区域における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や、市として実施すべき具体的対策を定めました。

今般、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新型コロナへの対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できるよう、市行動計画を改定します。

また、対象とする疾患についても、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等だけでなくその他の幅広い呼吸器感染症も念頭に置くこととした上で、記載を3期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の取組を充実させます。

2 計画の位置付け

市行動計画は、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（2024年7月改定）（以下「政府行動計画」という。）及び県行動計画（2025年1月改定）と整合性をはかります。

3 計画改定の時期

市町村行動計画の改定は、政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえ、2026年7月までに完了させることを目途としています。本市においては、2026年3月に計画改定の完了を予定しています。

また、計画改定後も、関係法令の改正や社会情勢の変化に応じて適宜点検・評価の上、必要な見直しを行います。